

市第8号議案

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第89条中「施工する者」の次に「及び当該建設工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下この節において同じ。）」を加える。

第91条中「施工する者」の次に「又は当該建設工事の発注者」を加える。

第92条第1項中「を施工しようとする者」を「の発注者又は当該建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「当該建設工事の発注者等」という。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第92条第2項中「当該石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者」を「当該建設工事の発注者等」に改め、同条の次に次の1条を加

える。

(解体等建設工事に係る調査及び説明等)

第92条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下この節において「解体等建設工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等建設工事の受注者を除く。以下この節において同じ。）は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等建設工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するときは、前条第1項第4号及び第5号に掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

- 2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該解体等建設工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。
- 3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等建設工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等建設工

事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第94条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第94条の次に次の1条を加える。

(石綿排出作業の完了に係る説明)

第94条の2 第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出に係る作業を伴う建設工事の受注者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところにより、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果について、前条第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

第95条の見出し中「注文者」を「発注者」に改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」を「工期、工事費その他当該建設工事の請負契約に関する事項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第92条の規定による届出又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項若しくは第2項の規定に

よる届出がされた石綿排出作業（旧条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。）については、この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第92条の2及び第94条の2の規定は、適用しない。

3 新条例第91条及び第94条の規定は、施行日以後に新条例第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出がされた石綿排出作業（新条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。）について適用し、施行日前に旧条例第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出がされた石綿排出作業（旧条例第89条に規定する石綿排出作業をいう。）については、なお従前の例による。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

提 案 理 由

石綿排出作業を伴う建設工事の開始の届出義務者を当該建設工事の発注者等に変更する等のため、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（石綿排出作業による大気の汚染の防止）

第89条 石綿が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるもの（以下「石綿排出作業」という。）を伴う建設工事を施工する者~~及び当該建設工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下この節において同じ。）~~は、当該石綿排出作業による大気の汚染の防止に努めなければならない。

（石綿排出作業に係る指導及び勧告）

第91条 市長は、石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者~~又は当該建設工事の発注者~~に対し、当該石綿排出作業による大気の汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、石綿排出作業が前条の指導基準に適合しないことにより大気の汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者~~又は当該建設工事の発注者~~に対し、大気の汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

（石綿排出作業の開始の届出）

第92条 石綿排出作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出に係る同法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条におい

て同じ。)を伴う建設工事の発注者又は当該建設工事を請負契約を施工しようとする者によらないで自ら施工する者(次項において「当該建設工事の発注者等」という。)は、当該石綿排出作業を開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(第1号省略)

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) (本文省略)
(2)

(4) (本文省略)
(3)

(5) (本文省略)
(4)

(6) (本文省略)
(5)

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(解体等建設工事に係る調査及び説明等)

第92条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下この節において「解体等建設工事」という。)の受注者(他の者から請け負った解体等建設工事の受注者を除く。以下この節において同じ。)は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定める

ところにより、当該解体等建設工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するときは、前条第1項第4号及び第5号に掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該解体等建設工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者は、当該解体等建設工事が石綿排出作業を伴う建設工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項又は前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等建設工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等建設工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(石綿排出作業の完了の届出)

第94条 第92条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(第1号省略)

(2) 石綿排出作業を伴う建設工事を施工した者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) (本文省略)

(2)

(4) (本文省略)

(3)

(5) (本文省略)

(4)

(石綿排出作業の完了に係る説明)

第94条の2 第92条の規定による届出又は大気汚染防止法第18条の

15第1項若しくは第2項の規定による届出に係る作業を伴う建設

工事の受注者は、当該作業を完了したときは、規則で定めるところ

により、当該建設工事の発注者に対し、当該作業の結果につい

て、前条第4号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した

書面を交付して説明しなければならない。

(発注者
注文者の配慮)

第95条 石綿排出作業を伴う建設工事の発注者
注文者は、当該建設工事を
施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該建設工事
の請負契約に関する事項 工期等

について、当該石綿排出作業が第90条に

規定する指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付

さないよう配慮しなければならない。